

令和7年度 中央市・昭和町障がい者相談支援センター 事業実施報告書

理 念

中央市・昭和町における障がいがある方やご家族が、
地域で安心して充実した生活が送れるようにする

基幹相談支援センターの役割

		目的	取組み
① 総合的・専門的な相談支援の実施	総合的な相談支援	利用者の利便性の向上を図る為、総合相談としての一本化したワンストップ体制の構築	・相談支援センターにおいて、様々な障がいに係る相談について初期相談の対応を行います ・相談支援センターの職員間で情報共有や連携を図り、どの相談員に相談しても同様の相談支援が受けられる体制を整えます ・丁寧な対応を図り、関係機関との連携や引継ぎをしていきます ・中央市の重層的支援体制整備事業実施及び昭和町のケア会議実施予定にともなう対応をしていきます
	専門的な相談支援	社会福祉士や精神保健福祉士等による、専門的支援を多く必要とするケースの対応 相談支援事業所への助言	・より質の高い相談支援をおこなえるように各種研修会等に参加し質の向上を図ります ・医療・保健・福祉・教育等関係機関と連携し、専門的な支援を行います ・地域の相談事業所等への助言や指導等のサポートを行います（②項目と共通での実施） ・地域生活支援拠点事業におけるコーディネーターの役割を担います
	事業実績	・継続的に多様な相談へ対応できる体制づくりと質の向上に努めた。各種連携機関と支援において情報共有の機会を図ることもできた。年々障害者相談支援事業の対応数の増加に伴い、基幹の相談員間の共有機会が減少。業務の精査、連携の在り方を再検討する必要がある。 ・地域生活支援拠点事業について、中央市今年度新規2名合計16名、昭和町新規3名合計8名の登録。今後も事業周知を継続していく。 ・コーディネーターの動きとして、登録者の平時における準備等対応すべきことなど課題は多い。親なき後も地域で安心して暮らせるよう、支援体制について今後検討していく。 ・各種研修会（全国基幹強化・相談支援専門員関東ブロック・医療的コーディネーター・発達障害・虐待・差別・ヤングケアラー・包括ケアシステム・療育等）に参加し、基幹としての知識を身に着けるとともに、地域の事業所へ情報提供をおこなった ・中央市重層的支援体制整備事業及び昭和町地域ケア会議への関与について、中央市中核会議への参加はあったが、活用され活用していくまでの段階に至っていない為、必要に応じて会議へ参加し市町とよりよい連携を目指した協議を図る。	

② 地域の相談支援体制の強化の取り組み		目的	取組み
	地域の相談支援事業者などに対する専門的指導・助言及び人材育成	困難事例への対応や、相談支援事業所への助言等による後方支援 人材育成の支援による、地域における相談支援の質の向上	・計画相談事業所連絡会と連携し、計画相談事業所が基幹や主任相談支援専門員に相談しやすい体制作りを行うと共に研修会などを実施してスキルアップに努めます ・計画モニタリング評価を実施し計画相談の点検、評価を行い計画相談へのスーパーバイズ等に繋げる ・主任相談支援専門員と連携し、計画相談支援事業所訪問などにより、質の高いサービス提供に繋がります ・計画相談事業所連絡会から地域課題の抽出を行い自立支援協議会への提起を行います ・県実施の研修会への協力及び地域事業所への情報提供を行います ・地域の事業所等に計画相談支援事業に参画してもらうよう働きかけを行います
	地域の相談機関との連携強化	各関係機関等との連携による、地域における相談支援体制の充実	・地域の相談機関（行政機関、民生児童委員、社協、療育、医療、就労支援、県専門機関等）と連携し、地域で相談支援が必要な障がい者等の把握と早期支援を行います ・個別避難計画作成を推進していくために、市町関係機関と連携し、計画相談事業所の協力支援体制作りを行います ・昨年度協議会で協議された乳幼児期への支援として、幼児教育・保育・教育・保健などの連携についての取り組みについて推進していく。
	事業実績	・基幹及び相談事業所主任相談支援専門員を中心に内容によって相談支援事業所相談支援専門員の協力を得ながら計画相談事業所連絡会の運営（相談横三層体制づくり、ケアマネとの交流研修会、協働体制学習会）、主任相談支援専門員による計画相談事業所訪問を通じて基幹センター、主任相談支援専門員への相談システム作りや協働体制への検討及び推進が図れた。また、昨年から継続して計画相談連絡会から協議会への課題提起が図れている。 ・計画モニタリング評価会は実施できず。市町と負担ない対応を検討して次年度再開につなげていく。 ・県主催及び相談支援専門員協会等の研修等について人材育成や情報収集の視点から積極的に参画し直接のサポートや地域事業所へのフィードバックに務めた。 ・計画相談事業所開設に向けての働きかけや相談を受けての対応をおこなうが成果として反映できていない点あり。 ・市町と協働にて個別避難計画についての情報提供と共有に務めた。 ・中央市昭和町における基幹センター含めた相談支援体制について協議会において再基盤整備の視点で検討がされた。乳幼児期への支援についてはその後につながる場の設定はまだつながっていないため検討していく。	

③ 地域移行・地域定着の促進の取り組み		目的	取組み
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	地域生活支援体制の整備 地域移行・地域定着の推進	・施設入所者への訪問と現況確認を行い、支援機関と地域移行の検討を行います ・精神科病院と連携し、現状確認及び地域移行希望把握を行い、退院支援に繋がります ・協議会（包括ケア部会）の意見も含め、地域移行・地域定着の推進に繋がります
	事業実績	・施設入所利用者の更新時に現況確認及び情報提供を実施したが(中央市3件、昭和町4件) 家庭状況及び本人移行もあり地域移行に至らない状況であった。来年度からは入所施設に地域移行等意向確認担当者が配置義務化されることもあり、連携した対応を図っていく。 ・8月にオンライン及び精神科病院訪問を実施。双方の窓口担当の確認及び入院者の状況や外来対応、包括ケア部会からの確認事項をもって協議。退院支援に関する再共有より退院支援に繋がった方もあり。入院患者の高齢化にともない、市町健康増進課、包括支援センターにも参加いただき現況を共有できた。 ・包括ケア部会と病院訪問で得た情報の共有がおこなわれ地域での支援体制づくり等の検討につながっている。	
④ 権利擁護・虐待の防止		目的	取組み
	権利擁護・差別解消	障がい者差別などの不利益な取扱いについての対応	・市町と共に権利擁護・差別解消への取り組みを実施します ・権利擁護・差別解消・虐待について広報やイベント等で住民へ制度の周知や相談窓口の周知を行います ・本人、家族、事務所等へ啓発活動を行います ・市、町との事例検討をし研鑽を行います。
	虐待に関わる相談・支援	虐待防止	
	成年後見制度利用支援	成年後見制度利用に関する理解と活用	・成年後見制度利用促進を図るため情報提供や相談支援を行います ・市町及び社協と連携して周知活動や促進を図ります
	事業実績	・中央市虐待通報＝3件（コアメンバーとして支援会議へ参加。施設従事者等による虐待通報にて事実確認をおこなう） ・昭和町虐待通報＝1件（コアメンバーとして支援会議へ参加。養護者虐待通報にて本人・家族支援について検討） ・差別に関する相談＝中央市0件昭和町0件 ・差別解消地域協力員研修への参加。 ・中央市において重層支援会議、要保護児童対策協議会、中核機関等における事例検討会等への参加協力をおこなう。	

⑤ 地域づくりに向けた取り組み		目的	取組み
	地域自立支援協議会の運営	地域における障がい福祉を取り巻く課題についての協議及び解決 相談支援体制の強化	・ 自立支援協議会の市町と共に運営を行います ・ 相談支援の中から地域課題を抽出提起し協議します ・ 各障がい者団体の会議等に参加して、当事者やその家族が抱える地域課題を抽出提起します
	社会的障壁除去への取組み	地域における共生社会の実現	・ 共生社会の実現を目指すため、障がい理解促進の普及に向けた取組みを行います ・ 身近な形で市民・町民に理解普及するため、地区単位ごとでの教室等の開催を検討します ・ 民生委員等に向けた研修を行い、障がい理解促進普及に取り組む
	事業実績	※協議会3回実施（6月26日・10月3日・2月13日） ※連絡調整会議3回実施（6月5日・9月11日・1月22日） ※事業所部会3回実施（5月27日・9月17日・1月21日）＋各連絡会7回 ※中央市地域部会3回実施（6月4日・8月27日・1月28日） ※昭和町地域部会3回実施（5月23日・7月25日・1月16日） ※包括ケア部会4回実施（5月28日・7月30日・10月29日・1月14日） ・ 障がい者団体等からの意見抽出について対応ができていないことから改善が必要。また、住民向け等の理解普及活動を改めて検討実施していく。 ・ 民生委員に向けた研修を行った ・ R7.10.12の昭和町ふるさとふれあい祭りに「りんご飴とミニとまと飴」を昭和町地域部会、みらいファーム、委員部会員家族、穂のかと共同で販売し、障がい者理解促進の為の周知を目的に障がいの種類や権利擁護等についてのパンフレットと一緒に配布した。また、お祭りの前日のりんご飴等準備後、地域づくりとして放デイの小中学生5名を招き、トッピングでアレンジした。べっこう飴作りやりんご飴作りの体験で交流を図った	
⑥ 情報発信に向けた取り組み		目的	取組み
	情報発信・共有	障がいに関する基幹センターの役割や活動状況についての普及啓発	・ 市町の広報・HP、各種イベント等を活用して「穂のか」の周知等を行います ・ 「穂のか通信」を発行して地域の障がいに関する情報や協議会・交流会等を発信します
	事業実績	・ 市町HP内の穂のか及び通信8月（19号）3月（20号）を発行にてセンター事業、地域自立支援協議会、れんげ会、事業所、相談に関する内容等を発信した。 ・ 中央市ふるさと祭り及び昭和町ふるさとふれあい祭りにおいて、穂のかの周知・権利擁護・虐待の防止等啓発をおこなった。 ・ 中央市市制20周年記念事業への協力参加をおこなった。 ・ 中央市市制施行20周年記念講演会で、障がい当事者を講師にむかえ開催した市民向け講演会の進行サポートの協力をおこなった。	

障がい者相談支援事業の役割

	具体的な内容	取組み
障がい者相談支援事業に関する事	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利の擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	・障がい者、その家族、支援者等からのさまざまな相談に対して必要な情報提供ができる体制を整えます ・各関係機関と連携を図りながら、相談内容に応じて適切な専門機関へ繋げます
	・ピアカウンセリング	・当事者交流会（れんげ会）をボランティア等活用し、年2回実施します。
	事業実績	・市町との連携において各種支援対応をおこなうことが出来ているが、障がい者相談支援事業における相談件数増加より基幹センターの強化事業や地域生活支援拠点事業の推進に影響がでている状況あり。対応を検討していきたい。 ・相談体制の整備として計画相談事業所連絡を通じて地域資源、皆で支える体制づくりについて本年度展開を図っている。これからも効果を見ながら進めていきたい。 ・当事者交流会れんげ会は6月（みんなでご飯を作って食べませんか？Part2）11名、12月（パラスポーツを知ろう）15名の参加。ボランティア協力の方もあり。参加者からは「皆と話をするなど交流ができた。また参加したい」との好評。